

鹿沼市電子納品運用ガイドラインの一部改正について

【 第3版（平成29年6月） 】

主な改正点は以下のとおりです。

1. 運用ガイドラインの取扱い

◇ 電子納品関連要領（案）・基準（案）の取扱い

栃木県策定の電子納品に関する要領・基準（案）及び栃木県CAD製図基準運用ガイドライン（案）が策定年月日を改訂しました。

- ・ 栃木県CALS/EC電子納品運用に関するガイドライン（案）

平成20年4月⇒平成26年4月

- ・ 栃木県CAD製図基準運用ガイドライン（案）

平成19年4月⇒平成26年4月

国土交通省策定の電子納品関連要領・基準の一部が改訂されたことを受け、策定年月日を改訂しました。

土木

- ・ 土木設計業務等の電子納品要領(案) 平成16年6月⇒平成28年3月
- ・ 工事完成図書の電子納品要領(案) 平成16年6月⇒平成28年3月
- ・ CAD製図基準(案) 平成16年6月⇒平成28年3月
- ・ 地質・土質調査成果電子納品要領(案) 平成16年6月⇒平成20年12月
- ・ デジタル写真管理情報基準(案) 平成18年1月⇒平成28年3月
- ・ 測量成果電子納品要領(案) 平成16年6月⇒平成28年3月
- ・ 土木設計業務等の電子納品要領(案) 電気通信設備編 平成16年6月⇒平成28年3月
- ・ 工事完成図書の電子納品要領(案) 電気通信設備編 平成16年6月⇒平成28年3月
- ・ CAD製図基準(案) 電気通信設備編 平成16年6月⇒平成28年3月
- ・ 工事完成図書の電子納品要領（案）機械設備編 平成18年3月⇒平成28年3月
- ・ 土木設計業務等の電子納品要領（案）機械通信設備編 平成18年3月⇒平成28年3月
- ・ CAD製図基準（案）機械通信設備編 平成18年3月⇒平成28年3月
- ・ SXFデータ作成要領 追加 平成24年6月

営繕

- ・ 建築設計業務等電子納品要領（案） 追加 平成24年11月
- ・ 営繕工事電子納品要領（案） 追加 平成24年11月
- ・ 建築CAD図面作成要領（案） 追加 平成14年11月

2. 工事・業務管理ファイル

◇ 工事・業務管理ファイル

工事・業務管理ファイルの作成例を記載しました。

3. 使用媒体及び提出形式

◇ 作成数

工事については正副各1部の合計2部としました。

委託業務については正副各1部合計2部、紙の製本1部としました。

4. 電子納品対象

◇ 土木工事は請負金額100万円以上とする。ただし監督員が指示したものについては対象とする。

◇ 営繕工事はすべてとする。

◇ 委託業務はすべてとする。

4. 電子納品登録

◇ 土木工事については500万円以上、営繕工事については1,000万円以上を登録する。

ただし担当者が認めたものに関しては金額関係なく登録する。

◇ 委託業務についてはすべて登録する。

5. その他

◇ 電子納品の作成について詳細に記載した。

※ 記載されていない軽微な改正もいたしました。